

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	西郷村

西郷村鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 西郷村農政課
所在地 西郷村大字熊倉字折口原 4 0
電話番号 0 2 4 8 - 2 5 - 1 1 1 6
F A X 番号 0 2 4 8 - 2 5 - 2 5 9 0
メールアドレス nousei@vill.nishigo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	福島県西白河郡西郷村全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲、青刈りとうもろこし	34.2千円/0.036ha
ニホンザル	じゃがいも	2.7千円/0.002ha
ツキノワグマ		0千円/0ha
ニホンジカ		0千円/0ha

(2) 被害の傾向

本村においてはイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマによる農作物の被害、また、イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマに関しては人的被害も懸念されている。

① イノシシ

本村の全域で生息が確認されている。令和6年度の被害作物は、水稲（8～10月頃）、青刈りとうもろこしが主なものとなっている。また、牧草、露地野菜などで被害が発生する年もある。さらに、食害以外にも水田の畦畔や牧草畑の掘り起こし、家畜飼料の食い荒らし等の被害も発生し、農業者の営農意欲の衰退を招く原因となっている。

② ニホンザル

本村西部を中心に生息が確認されている。令和6年度の被害作物はじゃがいもであり、露地野菜が主に被害を受ける。また、栗の木等のある道路沿いでは9月頃から目撃が多発し、展望台など観光地にも出没しており人的被害の危険性も考えられる。

③ ツキノワグマ

本村の西部北部で目撃されている。令和6年度は被害がなかったものの、主にデントコーンで被害が発生するほか、水産被害も一部報告されている。近年では餌を求めて、学校付近や観光施設、住宅地へ出没することもあり、人的な被害がでる可能性が非常に高くなっている。

④ ニホンジカ

本村の全域で生息が確認されている。令和6年度は被害がなかったものの、主に牧草や露地野菜が被害を受けるほか、家庭菜園の作物が食害にあうなどの被害も出ている。また、甲子地域における山林の下層植生の食害や樹皮はぎなどの被害が発生していることも深刻な問題となっている。新たな加害獣の出没が農業者の営農意欲の衰退を招くだけでなく、自家消費のための農地が耕作放棄される原因となっている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	34.2千円/0.036ha	17千円/0.02ha
ニホンザル	2.7千円/0.002ha	1千円/0.001ha
ツキノワグマ	0千円/0ha	0千円/0ha
ニホンジカ	0千円/0ha	0千円/0ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	西郷村有害鳥獣捕獲隊及び西郷村有害鳥獣被害対策実施隊を組織し、有害鳥獣捕獲許可に基づく捕獲の実施。 (捕獲手段：銃器、わな)	猟友会会員の高齢化等による捕獲隊員の減少に伴う、新たな人材の確保・育成。
防護柵の設置等に関する取組	村内の農業者が導入する電気柵等の資材購入費用に対して補助している(村単独事業)。	個人単位での電気柵導入ではなく、より効果的な地域単位での電気柵や恒久電気柵の導入へシフトさせていくための対策が必要。
生息環境管理その他取組	遊休農地の草刈等を行い、鳥獣の生息域を広げないようにしている。	農家の高齢化や人手不足により十分な活動が行えないため、人材確保と、農家へ獣害対策に対する意識及び知識を持たせることが必要。

(5) 今後の取組方針

西郷村鳥獣被害防止対策協議会等の関係機関と連携をとり、効率的かつ効果的な捕獲・被害防止対策を実施する。

具体的には、以下の活動に取り組む。

- ・有害鳥獣捕獲報奨金制度

- ・ 電気柵等の防護柵設置支援
- ・ 被害防止対策に関する普及・啓発活動
- ・ 有害鳥獣の被害状況調査
- ・ 集落環境の整備（放棄果樹や生ゴミの除去）

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

福島県猟友会西郷分会会員のうち、有害鳥獣の捕獲に意欲的であると推薦を受けた者を、西郷村で有害鳥獣捕獲隊員に委嘱し、村内全域の有害鳥獣の捕獲および被害防除を行う。捕獲は、村と捕獲隊が捕獲時期、捕獲場所等について協議し実施する。

わなによるイノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカの捕獲については危険が伴うため、有害鳥獣捕獲隊員の活動場の安全を確保する必要から、ライフル銃を携帯しての活動と、緊急避難的な有害鳥獣の捕獲を実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>村は関係各機関と連携し、地域での研修会等の開催、広報誌による情報提供を実施し、有害鳥獣に関する啓発を図り、住民が自衛できるように促す。また、狩猟の担い手の確保、支援に努める。</p> <p>報奨金制度を活用し捕獲者の捕獲へのモチベーションの増加を促し、捕獲数の増加を目指す。</p>
令和9年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>地域での研修会等の開催、広報誌による啓発を引き続き行い、住民の自衛意識を高めることで、狩猟の担い手の増加に繋げたい。</p> <p>報奨金制度も適宜見直しを行い被害の現状にあった金額を出し、捕獲者の捕獲へのモチベーションの増加を促し、捕獲数の増加を目指す。</p>
令和10年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>地域での研修会等の開催、広報誌による啓発を引き続き行い、住民の自衛意識を高めることで、狩猟の担い手の増加に繋げたい。</p> <p>報奨金制度の他にも資格維持にかかる費用の補助などを行い、新たな視点からも狩猟の担い手への支援を目指す。</p>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
① イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準により設定する。イノシシにおいては例年の捕獲頭数等を考慮して、年間の目標数を定める。
② ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により設定する。
③ ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により設定する。
④ ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により設定する。ニホンジカにおいては例年の捕獲頭数等を考慮して、年間の捕獲目標数を定める。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標は150頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標は150頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県イノシシ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標は150頭
ニホンザル	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンザル管理計画に基づく基準による。
ツキノワグマ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準による。

ニホンジカ	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標は200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標は200頭	福島県第13次鳥獣保護管理事業計画、福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準による。 捕獲目標は200頭
-------	---	---	---

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>被害報告のある本村全域で捕獲を強化し、年間を通じて実施する。 捕獲方法は以下のとおりとする。 イノシシ：銃器、はこわな、くくりわな ニホンザル：銃器、はこわな、囲いわな ツキノワグマ：銃器、はこわな ニホンジカ：銃器、はこわな、くくりわな</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>イノシシ、ニホンザル、ツキノワグマ、ニホンジカはわなによる捕獲が行われているが、依然として鳥獣被害が続いている状況であることから、わな等による捕獲の他、山林等においてライフル銃を使用した有害鳥獣の捕獲を行う必要がある。</p> <p>山林等における銃猟については、わな等で鳥獣が保定されていない状況において捕獲を行うため、イノシシ、ツキノワグマ等の大型獣を捕獲する場合は、危険を避けるために遠距離からライフル銃による射撃を行い、捕獲者の安全確保に努める。</p> <p>ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマは、警戒心が非常に強く、遠距離から射撃を行う必要があるため、遠距離において十分な威力と命中する能力を備えたライフル銃を使用し、捕獲率の向上に努める。</p> <p>ツキノワグマやイノシシ等が人の生活圏に出没し人身被害が発生する恐れがある場合に実施する緊急銃猟において、人里に繰り返し出没するツキノワグマ、イノシシ等大型獣の速やかな駆除を行うため、緊急銃猟に対応する捕獲者は、状況に応じライフル銃を使用し捕獲を行う。</p> <p>また、現在ライフル銃を所持する有害鳥獣捕獲隊員は多くが高齢で、奥山等の山間部において、捕獲活動を担うことが難しく、わな以外での捕獲活動も難しい状況にあることから、猟銃を所持して10年未満のライフル銃を所持していない捕獲隊員について、村は当該隊員の活動実績に応じ、その者がライフル銃の所持が適正であると認めた場合は、ライフル銃の所持について関係機関に推薦書を提出する。</p>

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
西郷村村内全域	ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>電気柵等の資材購入費に対する補助を行い、自衛の支援を行う。</p> <p>また、過去に設置した電気柵の修繕にも補助を行い、継続した支援を行う。</p> <p>必要に応じて恒久電気柵等の導入を検討する。</p> <p>電気柵：4,000m ワイヤーメッシュ柵：1,000m</p>	<p>電気柵等の資材購入費に対する補助を行い、自衛の支援を行う。</p> <p>また、過去に設置した電気柵の修繕にも補助を行い、継続した支援を行う。</p> <p>必要に応じて恒久電気柵等の導入を検討する。</p> <p>電気柵：4,000m ワイヤーメッシュ柵：1,000m</p>	<p>電気柵等の資材購入費に対する補助を行い、自衛の支援を行う。</p> <p>また、過去に設置した電気柵の修繕にも補助を行い、継続した支援を行う。</p> <p>必要に応じて恒久電気柵等の導入を検討する。</p> <p>電気柵：4,000m ワイヤーメッシュ柵：1,000m</p>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>柵周りの下刈り等周辺整備を行う。</p> <p>電気柵の電圧や柵線の高さ、鳥獣侵入経路等を点検し、是正する。</p>	<p>柵周りの下刈り等周辺整備を行う。</p> <p>電気柵の電圧や柵線の高さ、鳥獣侵入経路等を点検し、是正する。</p> <p>獣種に応じ適切な改善を施す。</p>	<p>柵周りの下刈り等周辺整備を行う。</p> <p>電気柵の電圧や柵線の高さ、鳥獣侵入経路等を点検し、是正する。</p> <p>獣種に応じ適切な改善を施す。</p> <p>資材の劣化等を確認し、適切な時期に交換を行う。</p>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>広報誌や村ホームページ、防災無線等を通じて、鳥獣被害防止に関する情報提供を行い、自衛意識を促す。放任果樹や生ごみの除去、緩衝帯の整備等を行う。</p> <p>有害鳥獣の目撃、被害情報の集約を行い即対策できるよう村と住民間の体制を整える。</p>
令和9年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>広報誌等による情報提供を引き続き行い、自衛意識を促す。放任果樹や生ごみの除去、緩衝帯の整備等を行う。</p> <p>有害鳥獣の目撃、被害情報の集約を行い即対策できるよう村と住民間の体制を整える。</p> <p>被害が多い地域への聞き取り等を行い、課題の把握に努める。</p>
令和10年度	イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ニホンジカ	<p>広報誌等による情報提供を引き続き行い、自衛意識を促す。放任果樹や生ごみの除去、緩衝帯の整備等を行う。</p> <p>有害鳥獣の目撃、被害情報の集約を行い即対策できるよう村と住民間の体制を整える。</p> <p>被害が多い地域への聞き取り等を行い、把握した課題に対し、対策方法を検討する。</p>

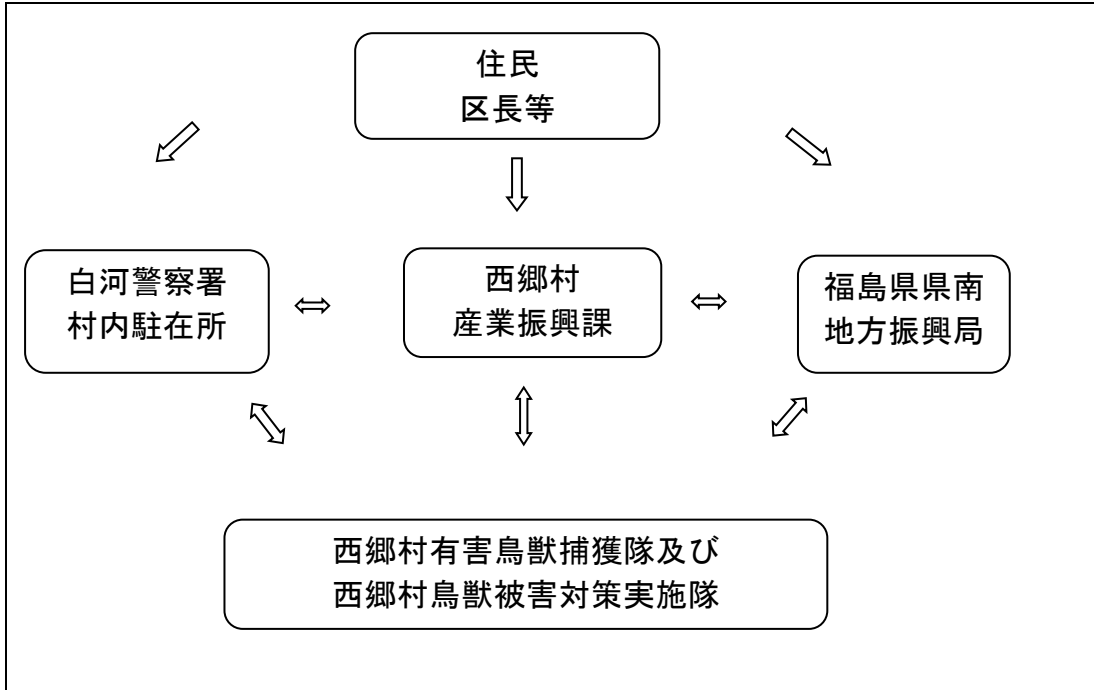
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
西郷村	被害状況の確認と住民への注意喚起、被害防止対策の実施と必要に応じ捕獲等許可に係る事務や指示。状況に応じて緊急銃猟を実施する。
福島県県南地方振興局	鳥獣の保護管理、狩猟に関する助言及び指導等を行う。緊急銃猟に対する協力を行う。
白河警察署	捕獲活動に関する助言及び指導、住民への注意喚起を行う。緊急銃猟に対する協力を行う。

西郷村有害鳥獣捕獲隊 西郷村鳥獣被害対策実施隊	通報箇所周辺の警戒、及び捕獲対応の手配。 緊急銃猟における捕獲者の派遣を行う。
----------------------------	--

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに適正な方法で処分（焼却または埋没）を行うこととする（焼却処分は白河地方広域市町村圏整備組合で実施）。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	なし
ペットフード	なし
皮革	なし
その他（油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	なし
西郷村鳥獣被害対策実施隊	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	西郷村鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
西郷村	事務局を担当し、協議会に関する連絡調整を行う。
西郷村有害鳥獣捕獲隊	要綱等に基づく有害鳥獣の捕獲と定期的な巡回を行う。
西郷村鳥獣被害対策実施隊	鳥獣の出没等に関する情報の収集と被害防止対策の実施を行う。
夢みなみ農業協同組合 西郷支店	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
福島県農業共済組合 白河支所	有害鳥獣関連情報の提供と被害防止に関する指導を行う。
福島県猟友会 白河支部西郷分会	鳥獣の出没等に関する情報の収集と提供を行う。わな等の安全な取り扱いや効果的な設置方法についての助言、指導を行う。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣の出没等に関する情報の収集と提供を行う。鳥獣の保護管理に関することを行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
東北農政局	有害鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。
福島県県南地方振興局 (県民環境部)	鳥獣保護・環境保全担当の立場から、総合的な対策指導や広域的な情報提供、その他必要な支援を行う。
福島県県南農林事務所 (農業振興普及部)	有害鳥獣による農作物被害の防止に関する情報提供、助言、指導を行う。
福島県県南農林事務所 (森林林業部)	農地周辺の環境整備としての森林管理・森林整備の手法について、助言及び指導を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成27年10月1日に、西郷村有害鳥獣捕獲隊、有識者、村職員で構成される23名の隊員で「西郷村鳥獣被害対策実施隊」を設置し、周知活動等の鳥獣被害防止対策を実施している。(令和7年4月1日現在の隊員数は29名(捕獲隊25名+村職員4名))

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

なし